

## 令和3年度飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度要綱

### (目的)

第1条 町長は、本町産業の振興と中小企業者の経営の安定に資するため緊急的な金融対策として、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で利子補給金を交付する。

### (利子補給の対象者)

第2条 町長は、次の要件を満たす中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の認定を受けた特定中小企業者で、セーフティネット保証（4号・5号）を利用して資金の融資を受けた者（以下「対象者」という。）を利子補給の対象とする。

- (1) 町税を完納している者
- (2) 本町に在住する者又は町内に主たる事業所等を有する者
- (3) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に融資の実行を受けた者

### (利子補給要件及び対象期間)

第3条 利子補給の要件は次のとおりとする。

- (1) 資金使途 設備資金及び運転資金
- (2) 利子補給対象融資限度額 1対象者につき年500万円以内
- (3) 利子補給額 融資額又は限度額のどちらか少ない額の利子相当額（延滞額を除く。）
- (4) 利子補給対象期間 3年（36回）以内

### (取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、対象者に資金の融資を実行した金融機関とする。

### (利子補給金の認定申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書以外に必要があると認める書類の添付を求めることができる。
- 3 申請は、融資を受けた後、速やかに行わなければならない。

### (利子補給の認定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査の上対象者を認定し、飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 利子補給の認定の通知を受けた申請者が認定申請を取り下げの場合は、町長に届けなければならない。

### (利子補給金の交付申請)

第7条 前条の認定を受け利子補給金の交付を申請しようとする者は、補給期間の属する年度の年度末までに飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度に係る償還状況証明書（別紙）
- (2) その他町長が必要と認める書類

### (利子補給金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、利子補給金を交付すべきものと認めた場合は、利子補給金の交付決定を行い、規則第8条の規定により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項について修正又は条件を附すことができ、その内容及び条件を添えて申請者に通知するものとする。

### (利子補給金の支払い)

第9条 利子補給金は年1回の支払いとし、申請者からの請求により支払うものとする。

### (利子補給の打ち切り等)

第10条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、利子補給を中止又は打ち切

ることができる。

- (1) 利子補給期間中、6月間元金又は利子の支払いを滞納したとき。
  - (2) 利子補給期間中、倒産、廃業等の理由により、今後の償還が不可能となったとき。
  - (3) 利子補給期間中、転出等により第2条第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
  - (4) その他この要綱にあきらかに違反すると認められるとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

飯豊町長 殿

申請者  
住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 ⑩

令和 3 年度飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金認定申請書

下記の事業について資金融資を受けたので、飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度要綱により利子補給金の認定を申請します。

記

- 1 融資資金名及び融資額 資金 千円
- 2 資金使途 設備資金 ・ 運転資金 (該当するものを○で囲んでください)
- 3 取扱金融機関
- 4 借入日及び期間 年 月 日 [ 年 月 (うち据置 ) ]

添付書類

- 1 上記内容がわかるもの (認定機関に提出した商工業振興資金認定書申請書及び商工業振興資金認定書などの写し)
- 2 中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 4 号 (または第 5 号) に基づく認定書の写し
- 3 山形県信用保証協会からの信用保証決定のお知らせの写し
- 4 納税証明書
- 5 融資にかかる償還予定がわかるもの (償還計画書などの写し)
- 6 利子補給金振込先の金融機関名、口座名を記したもの (通帳の写しなど)
- 7 その他、町長が必要と認めるもの

---

(取扱金融機関記載欄)

令和 年 月 日

上記融資内容について相違ありません。

金融機関名  
支店長名 ⑩

殿

飯豊町長

令和3年度飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金認定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給金の認定について、下記のとおり認定したので通知します。

記

認定年度 番号	取扱金融機関	融資資金名 及び融資額	対象額	利子補給率	補給期間
年度 第 号		円	円	年利 % ( 金利)	自 年 月 日 至 年 月 日

[条件]

- 1 利子補給金は、年1回申請のあった口座に振り込むこととする。
- 2 期間中、口座変更、繰上げ償還等申請時と変更になった場合には速やかに届け出ること。
- 3 町外移転や滞納、事業廃止等、申請と異なる行為が発生した場合は、利子補給を取り消す場合がある。

第 年 月 号  
日

飯豊町長 殿

申請者  
住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

㊞

令和3年度飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金交付申請書  
【 年度認定分】

令和3年度における飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度利子補給金について、  
円を交付されるよう飯豊町補助金等の適正化に関する規則第5条及び飯豊  
町中小企業緊急金融対策利子補給制度要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり  
申請します。

記

1. 添付書類

- (1) 飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度に係る償還状況証明書（別紙）  
及び支払状況が確認できる明細書（任意の様式）
- (2) その他の書類

別紙

飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給制度に係る償還状況証明書

令和 年 月 日

殿

金融機関名  
支店長名

印

次のとおり証明します。

融資資金名			
融資年月日			
融資先名			
該当期間	年 月 日から 年 月 日まで		
元金償還額	円	利子納入額	円
滞納の有無	有 無 (有の場合：滞納分利子額 円)		

※償還状況がわかる資料（償還表など）を添付してください。

---

---

※町記載欄

利子補給額 円  
(当初融資額500万円以内の額の利子相当額)

# 請 求 書

飯豊町長 殿

金 円

飯豊町中小企業緊急金融対策利子補給金（ 年 月 ～ 年 月： ヲ月分）  
を交付されるよう請求します。

令和 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

㊞